

Yotsuba Sogo Law Office  
弁護士法人よつば総合法律事務所

# 交通事故問題 無料相談実施中

新規ご予約受付時間【平日・休日祝 6:00~22:00】

弁護士法人よつば総合法律事務所



千葉県柏市柏1丁目5番10号  
水戸屋壱番館ビル4階



千葉県千葉市中央区富士見  
1丁目14番13号千葉大栄ビル7階

予約電話 TEL:0120-916-746

代表弁護士 大澤 一郎  
交通事故部門責任者 川崎 翔

# 交通事故で適正な 賠償を受けるには

交通事故問題解決のプロが教えます

交通事故の賠償金は、弁護士に相談することによって  
大幅に増額するケースが大半です。

事故直後や事故後早い段階でのご相談も受付しています。

弁護士法人  
よつば総合法律事務所  
0120-916-746  
[www.kotsujiko-yotsubasougou.com/](http://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/)

# まずは事例をご覧ください！

## 当事務所の解決事例

### 死亡事例

提示額  
0万円

相談後

交渉後の  
提示額  
**7,000万円**

7,000万円  
の増額

平成24年某月、学生であった被害者(10代・女性)が横断歩道を青信号に従い、自転車で走行していたところ、右折してきた自動車に衝突されるという事故に遭いました。被害者は、救急搬送されましたが多発外傷により亡くなりました。

当事務所がご遺族からの依頼を受け、「責任の所在を明らかにしたい」というご遺族の意向を踏まえ、加害者に対し早急に訴訟を提起しました。その結果、裁判上で既払金を除き7000万円を遺族が受領するとの内容で和解することができました。

当事務所が加害者に対して訴訟提起を行い、裁判所和解案を上回る金額で和解することができました。

### 後遺障害①高次脳機能障害

提示額  
0万円

相談後

交渉後の  
提示額  
**7,600万円**

7,600万円  
の増額

専業主婦の被害者(50代・女性)が、自転車で走行中、突然左折してきたトラックに巻き込まれたという被害に遭いました。

事故後、比較的早い時点で受致しました。高次脳機能障害の専門医のいる病院をご紹介し、そこで再度の検査を行い、ご家族の協力を得ながら長期のリハビリを行いました。

その結果、高次脳機能障害を原因として後遺障害第3級3号と認定されました。(この時点で、自賠責から2219万円が支払われました。)

また、保険会社と交渉を重ねた結果、裁判を起こさずに最終的に約5400万円(既払金を除く)の保険金が支払われることで合意することができました。

### 後遺障害②遷延性意識障害

提示額  
0万円

相談後

交渉後の  
提示額  
**1億1000万円**

1億1000万円  
の増額

被害者(60代・男性)が道路を歩いていたところ、背後から自動車に衝突されました。被害者は、脳損傷により遷延性意識障害という極めて重症になってしまい、結果として、後遺障害等級1級1号が認定されました。

ご家族が成年後見人となり、成年後見人からの依頼により代理しました。ご本人は施設での介護という状況になってしまいました。訴訟により解決をした方が高額の解決となることが明らかでしたので、裁判を提起し、裁判により解決をしました。

### 後遺障害③頸椎捻挫

提示額  
0万円

相談後

交渉後の  
提示額  
**325万円**

325万円  
の増額

歩行中の被害者(30代・女性・主婦)が加害車両に引かれて頸椎捻挫(むちうち)となった事案です。事故直後から代理をして後遺障害申請を行い、局部の神経症状の後遺症として後遺障害14級9号に認定されました。

その上で、保険会社と交渉をした結果、約325万円を受け取る和解により解決をすることができました。

交通事故で被害に遭った場合、**賠償金等については保険会社と交渉することになります**。あまり知られていないことですが、保険会社は示談交渉において、できるだけ支払う賠償金の金額を低く抑えようとします。しかも、相手はプロですから、色々と理論武装しています。被害者はプロではありませんので、「プロである保険会社が言うのだから、そんなものなのだろう」と思って、「何かおかしいな」と感じながら示談に応じてしまったり、不満を感じても、どのように対応していか分からぬという状況に陥りがちです。このような場合、弁護士に相談頂ければ、親身に相談に乗り、賠償金や保険会社との交渉について、アドバイスをしたり、**代理人となって、保険会社と交渉することができます**。

# 弁護士が入ると 損害賠償金額が上がる

私たちの事務所は、被害者のために戦う事務所です。安易に保険会社が出した案で合意することなく、裁判や紛争処理センターへの申立をすることにより、出来るだけ高額の損害賠償金の取得を目指します。裁判で認められる基準を私たちは熟知しています。

損害賠償額には、自賠責保険の基準、任意保険の基準、裁判の基準の3つがあります。

## 1. 自賠責保険の基準

自賠責保険とは、全員加入しなければならない保険で、人身事故のみに適用されます。被害者の最低補償を行う保険ですので、この基準に従って損害額を算定すると、低額になります。

## 2. 任意保険の基準

任意保険は、加入義務がない保険で、人身事故だけでなく、物損事故にも適用されます。損害額は、自賠責保険の基準と裁判基準の間で算定しますが、自賠責保険の基準に近いのが現実です。

## 3. 裁判の基準

裁判所と弁護士会が協議して作成した基準です。過去の交通事故に関する裁判の判例などを踏まえて、損害の内容ごとに基準が示されています。実はこの裁判の基準は、一般に自賠責保険の基準や任意保険の基準より高額なのです。

①自賠責保険  
の基準

②任意保険  
の基準

③裁判の基準

# 損害賠償額の 計算について

## 損害賠償の計算

人身事故の賠償額の計算は、以下の表のA～Eの合計額です。

A 治療関連費	治療費・付添看護費・入院中雜費・通院交通費・装具代・自宅改造費等
B 休業補償	事故で減少した収入の補償
C 入通院慰謝料	受傷(入通院)による精神的苦痛の補償 入通院期間と傷害程度による基準がある。
D 逸失利益	残りの人生で予想される収入減少の補償 ※事故前年収入や労働能力喪失率を基準に算定
E 後遺障害慰謝料	後遺障害による精神的苦痛の補償 後遺障害の等級による基準がある。

「保険会社から示談の提案が来たけれど、見方が分からない」というご相談をよく頂きます。保険会社から提示された示談の提案は、損害の項目ごとに個別に計算した金額が入っています。交通事故の損害賠償金は、様々な損害項目を合算した数字ですので、はじめて示談書を見る方には難解であるのは、無理もありません。そもそも、損害項目の意味を理解するだけでも大変な労力です。

見方が分からなかったり、不満な点がある場合は、当事務所にご相談いただければ、項目を解説させて頂いた上で、交渉の余地があるかどうかかも含めて、アドバイスさせて頂きます。特に、後遺障害1級～14級が認定された場合には、損害項目の計算もより複雑になってきますので必ず弁護士に一度ご相談することをお勧めします。

# 後遺症の等級認定に関して

## 後遺障害と損害賠償

後遺症（後遺障害）とは、治療しても完治に至らず、「症状固定」の段階で、体の不具合が残ることをいいます。しかし、治療終了後に痛みや不具合が残っていても、法律的に後遺症（後遺障害）として認められるかどうかは別です。

後遺症（後遺障害）の等級認定は、損害保険料率算出機構が行います。

後遺症（後遺障害）には1級から14級まで等級があり、これらは後遺症（後遺障害）による労働能力の喪失がどの程度のものであるかという観点から決定されます。この等級によって損害賠償の額も大きく変わってきます。

## 等級認定のアドバイス

事故直後の対応、治療へのアドバイス、等級認定のサポートを行っていない法律事務所が実際には多いです。当事務所では事故直後からのご相談が可能な体制が整っています。



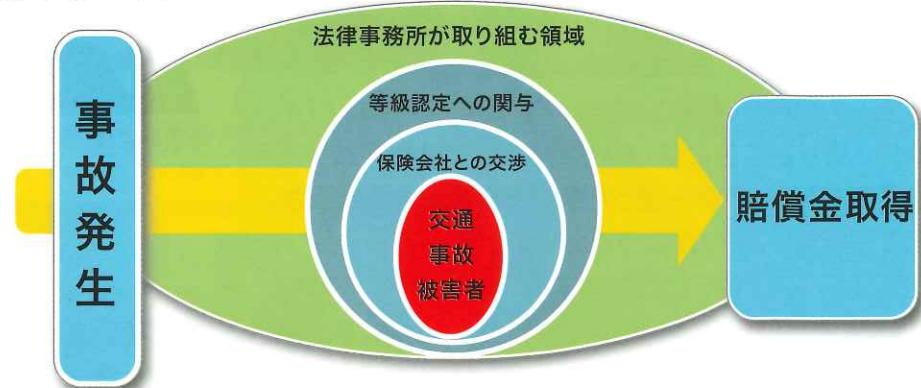
# 受傷直後・症状固定前からご相談下さい

## ワンストップ・サービス

ワンストップ・サービスとは、交通事故の被害者が直面する様々な悩みやトラブルにワンストップで対応するモデルをいいます。

交通事故被害の分野では、従来多くの弁護士が損害賠償の交渉や訴訟を業務範囲と考え、後遺障害の認定などは業務範囲外と捉えてきました。したがって、事故直後や症状固定前の相談では、「症状固定になったら、また相談してください」「等級が決まったら、相談してください」というケースが多くありました。

しかし、このモデルにおいては、従来の「示談交渉・裁判」といった弁護士の担当領域に縛られず、あくまで事件全体、依頼者の課題全体に関わり、問題解決を図ります。



当事務所は、ワンストップ・サービスという視点の下、医師など専門家と連携を図りながら、依頼者の法的問題に限らない真の悩み・課題を解決できるような体制を整えております。

事故直後・症状固定前であっても、できるだけ早い時期にご相談下さい。

# お客様の声

当事務所にご依頼を頂いた方より、続々と感謝の声、お客様の声が届いています。その一部をご紹介します。

当事務所にご依頼いただいたお客様より、たくさんの感謝のお手紙を頂きました。ありがとうございました！



敷居が高いイメージがあり、料金などを含め相談するのは不安でした。ひとりで悩んでいてもきりがないと思って、病院の紹介で来ました。**もっと早く相談すればよかったです**と思います。

須藤菜々美様(仮名)

損保会社の対応が非常に悪く、将来的に不安を感じていた時、インターネットで知りました。無料相談で先生の人柄に惹かれ、怪我の痛みも強く通いやすい場所だったので、すぐにお願いしました。

**サポート体制が本当に充実していてすばらしい！**(インターネット広告に偽りなしですね)交渉もスムーズで見事でした。今後も困った事がありましたら相談させて頂きます。ありがとうございました。



冬田将也様(仮名)

このたびはすばやい対応、すばやい解決ありがとうございました。今回の件では、2件の先生に相談し、**先生によってこんなにも結果がちがうんだ**とただ驚いております。先生に相談に行ったことは、私にとって幸運でした。

三田沙菜様(仮名)

# 交通事故問題解決の流れ



1 まずはお電話ください。**親切丁寧**にご相談に対応させていただきます。



2 当事務所へ相談にお越し下さい。弁護士がお話を伺い最適な解決方法をご提案致します。この際、弁護士費用を明示致します。



3 弁護士の説明を聞き、示談交渉や訴訟を依頼したいとお考えになれば、当事務所との間で委任契約を結んでいただきます。



4 交渉・示談成立または判決によって交通事故問題が解決します。



5 適正な賠償金を受け取ります。



6 適正な賠償金を受け取り、交通事故問題から開放され、治療に専念することができます。

# 弁護士費用特約を 活用しましょう！

## 弁護士費用特約

ご自身で加入されている保険に「弁護士費用特約」が付いている場合、弁護士費用をご自身で加入されている保険でまかなうことができます。

弁護士費用特約の上限額は通常300万円です。一般的に、後遺障害等級11級以上の被害でない限り、弁護士費用特約が300万円を超えることはなく、ご自身で弁護士費用を負担することはありません。

#### **弁護士費用特約がない場合の弁護士費用(税別)**

- ・着手金 0円
  - ・報酬金 18万円+獲得金額の10%

\* 上記の記載よりも、個別の委任契約の記載が優先して適用されます。

\*裁判専立・紛争処理センター専立の場合には別途費用が発生します。

\*上記の費用は平成28年12月時点での費用です。今後予告なく費用が変わる可能性があります。

# 弁護士法人よつば総合法律事務所 が出来ること

あなたは電話をかけるだけです。 



交通問題解決は、いち早く専門家に相談することで、大きく負担が減り、適正な賠償を受ける事ができます。

電話をかけるだけです。

- 適正な賠償金を受けることができます。
  - 保険会社との面倒な交渉から解放されます。
  - 弁護士が面倒なやりとりを代理しますので、治療に専念することができます。

**本冊子を読んで頂き、賠償金額や等級認定等に関してに少しでも疑問がありましたら、お電話下さい。(予約電話:0120-916-746)**



千葉県柏市柏1丁目5番10号  
水戸屋壱番館ビル4階



千葉県千葉市中央区富士見  
1丁目14番13号千葉大栄ビル7階

## 当事務所の強み① 医師など外部専門家との連携体制



交通事故による外傷の場合、整形外科、脳外科領域の治療となることが多いです。そのため、整形外科・脳外科の医師との連携をしています。

特に、整形外科については、月1回整形外科医と当事務所交通事故専門チームによる症例検討会の開催、個別の傷病についての整形外科医による勉強会の開催をしています。また、脳外科医との定期的な症例検討会も開催しています。

また、医師以外にも、交通事故被害に関する各種専門家との連携を深め、交通事故被害者の皆様により充実したサポートができるように、サポートネットワークの構築に日々努めています。



## 当事務所の強み② 交通事故専門チームによる対応

当事務所では交通事故のご相談は交通事故専門チーム所属の弁護士が担当します。そして、皆様お一人お一人を専任の弁護士、専任のスタッフがサポートさせていただきます。

まず、交通事故専門チーム所属の弁護士は交通事故の相談を業務の中で多く取り扱っている上、交通事故に関する専門の学会である交通法学会、日本賠償科学会に所属しています。そのため、様々な事案を取り扱っている弁護士よりも知識・経験に充実しています。

また、交通事故専門チームの弁護士は地元医療機関の情報を把握しています。特に、後遺障害認定に関する依頼を医師にする際には、医療機関の情報を知っていることが何より重要です。また、治療に関するトラブルを避け、円滑に治療を行うためにも、地元医療機関の情報を知っていることは重要です。

さらに、特に解決が難しい重度後遺障害や死亡事故についてはチーム制で担当しています。複数弁護士が関与し、事案を検討することによって、一層適切な解決を図ることができます。



# 弁護士紹介

## 代表弁護士 大澤 一郎



昭和52年9月6日生まれ  
平成 2年 茨城県取手市立白山小学校卒業  
平成 5年 茨城県取手市立取手第二中学校卒業  
平成 8年 千葉県立東葛飾高校卒業  
平成13年 東京大学法学部卒業  
平成13年 司法研修所入所 司法研修所55期  
平成14年 弁護士登録  
現在 弁護士法人よつば総合法律事務所  
代表社員

## 交通事故部門責任者

## 川崎 翔



昭和58年11月2日生まれ  
平成14年 海城高校卒業  
平成18年 東京大学法学部卒業  
平成20年 中央大学法科大学院卒業  
平成20年 司法研修所入所  
平成21年 弁護士登録  
現在 弁護士法人よつば総合法律事務所  
弁護士

## 専門家から評価される実績 ～弁護士・医師など交通事故のプロから好評価～

## 交通事故研修会の講師

当事務所の弁護士は弁護士向け交通事故研修会の講師を多数しています。また、病院・保険代理店・整骨院向けなどの交通事故研修会の講師も多数しています。

- 「整形外科医が押さえておきたい交通事故治療と後遺症」 講師 川崎翔
- 「(交通事故に関する)弁護士の活用法」 講師 前田徹
- 「交通事故患者への問診・説明方法」 講師 今村公治、栗津正博
- 「人身傷害保険と損害賠償の関係(全国交通事故弁護団での発表)」 講師 佐藤寿康
- 「交通事故被害の対応」 講師 小林義和
- 「交通事故の基礎について」 講師 三井伸容
- 「交通事故の初期対応と手続きの流れ」 講師 松村茉里
- 「弁護士法人よつば総合法律事務所の交通事故への取り組み」 講師 大澤一郎

## 交通事故リーディングファーム受賞

日本中から100事務所以上の事務所が集まる法律事務所経営研究会(株式会社船井総合研究所主催)にて、2012年、2014年交通事故リーディングファームを受賞し、交通事故リーディングファームの殿堂入りをしました。

## 弁護士向け専門書の執筆

当事務所の弁護士は弁護士向けの交通事故の専門書などを出版しています。

- ・「交通事故における素因減額問題」  
保険毎日新聞社 共著川崎翔
- ・「弁護士10年目までの相談力・受任力の高め方」  
レクシスネクシス社 共著大澤一郎
- ・「慰謝料算定の実務」  
株式会社ぎょうせい 共著前原彩

